

所得格差と所得再分配

——紹介と補足的コメント——

小林 晃

—

「研究者に広く議論の素材を提供する」ための「研究試論」シリーズの一つとして、経済企画庁研究所編『日本の所得格差——国際比較の視点から——』（一九九八年一月）が出された（ただし、このシリーズはすべて、研究所としての公式見解を示すものではなく、個人の責任で執筆した研究試論であるという断りがある）。

近年欧州諸国を中心に、高失業の削減、雇用拡大に向けた「雇用戦略」を主たる問題意識として、OECD加盟国の所得分配に関する議論が活発に行われてきているが、本書は、「OECD経済政策委員会における議論への参加のため、同機関が採用している国際的な分析枠組みに準拠しつつ、日本の所得格差の状況を計測した」（同書、五頁）ものである。

所得分配ならびに再分配の実態分析（計測）に際して、本書が準拠したグローバルスタンダードの中身は、要約すれ

ば以下の五点である。

(1)個人間の所得格差の測定にあたって、単純な一人当り所得ではなく、個人がその所属する世帯規模の相違による影響を加味した(一定金額の消費から得られる満足を世帯員が分かち合うという規模の経済を適切に評価に入れた)所得――

「一人当り経済厚生(効用水準)」――に依っている。

そしてこの「一人当り経済厚生」を示すように修正された可処分所得を、「等価可処分所得」と呼んでいる(以下、たんに可処分所得という場合、これを指す)。

(2)個人間の所得格差の調査、測定については、今日先進諸国では、「ルクセンブルグ所得調査」(LIS)のデータベースが用いられる場合が多い。これは、各国の家計所得に関する個票データベースを、国際比較が可能な形にメンテナンスしたもの――もっとも、その他の国際比較がそうであるように、様々な制約や限界がある――である。OECDにおける分析も、このLISを採用しているが、日本は現在のところ、いまだこのデータベースに参加していない。

(3)そこで本書では、総務庁『全国消費実態調査』(五年ごとに実施)の個票を集計したデータを中心にしつつ、国際比較が可能な形で分析されている。今回の分析は、直近の一九九四年と一九八四年の比較を主としている。具体的な集計、分析の方法(九二―九五頁参照)は、OECDが提示した基準に従っており、LISを用いた既存の分析に概ね沿ったものとなっている。

(4)可処分所得を算出するうえで必要な「租税」と「移転」のうち、「租税」は通常の租税のほか、社会保険料(税)と社会保障負担が含まれる。また「移転」(的支出)は、グロスの社会保障給付を指す(推計方法については、九六―一〇一頁参照)。

表1 可処分所得の分配（日本）
等価可処分所得（弾性値=0.5）

	(%)			
	1974	1984	1989	1994
ジニ係数	(26.6)	25.2	26.0	26.5
SCV	(30.0)	24.3	33.1	30.0
MLD	(12.1)	11.1	11.9	12.6
アトキンソン尺度	(5.9)	5.3	5.7	5.9

1人当たり可処分所得（弾性値=1.0）

	(%)			
	1974	1984	1989	1994
ジニ係数	(29.6)	28.8	29.4	29.6
SCV	(38.2)	34.5	41.8	39.3
MLD	(14.7)	14.0	14.7	15.3
アトキンソン尺度	(7.1)	6.7	7.1	7.3

- (注) 1. ()内の数値は、世帯主が主にあるいは専ら農林水産業に従事する世帯を除いたもの。
 2. 「全国消費実態調査所得分布研究プロジェクトチーム」による推計結果から作成（特に断わらない限り、以下同様）。
 3. 弾性値=0.5の意義と根拠については、本書の11頁参照。（以下も同じ）。

※ 本書、15頁。

(5) 所得分配の不平等を計る尺度については、OECDの基準に沿って、ローレンツ曲線に加え、ジニ係数、平方変動係数(SCV)、平均対数偏差(MLD)およびアトキンソン尺度を用いている(二二、五三〜五六頁参照)。

二

上述の統計データならび統計分析手法によりながら、主に第二章で、日本における可処分所得の分配実態の計測結果を概括し、あわせてLIS参加国との国際比較を試みている。

(1) 可処分所得の分配

日本における可処分所得の格差は、等価可処分所得、単純な一人当たり可処分所得のいずれでみても、一九八四〜九四年のあいだで拡大している。表1にみられるとおり、この一〇年間について、四つの不平等尺度はいずれ

表2 各分位における可処分所得シェアの増減 (日本)

弾性値=0.5

(%ポイント)

5分位	1	2	3	4	5
1984-1994	-0.4	-0.3	-0.1	0.1	0.7

※ 同上, 16頁。

表3 「所得再分配調査」のジニ係数

(%)

年 ¹	再分配前の所得	再分配後の所得	租税による再分配後の所得 ²		社会保障による再分配後の所得 ³		
	ジニ係数(a)	ニジ係数(b)	1-b/a	ジニ係数(c)	1-c/a	ジニ係数(d)	1-d/a
1961	39.0	34.4	11.8	—	—	—	—
1966	37.5	32.8	12.6	36.1	3.7	34.2	8.7
1971	35.4	31.4	11.4	33.8	4.4	33.4	5.7
1974	37.5	34.6	7.8	36.4	2.9	35.8	4.5
1977	36.5	33.8	7.4	35.2	3.7	36.1	1.2
1980	34.9	31.4	10.0	33.0	5.4	33.2	5.0
1983	39.8	34.3	13.8	38.2	3.8	35.8	9.8
1986	40.5	33.8	16.5	38.8	4.2	35.6	12.0
1989	43.3	36.4	15.9	42.1	2.9	37.9	12.5
1992	43.9	36.5	17.0	42.6	3.2	38.1	13.2

1. データが収集された年を記す。調査報告書では翌年の値として公表している。
 2. 社会保障の寄与分を除き、租税支払のみ考慮した再分配後の所得。
 3. 医療の現物給付を含めた社会保障給付を加え、租税の寄与分を引いた再分配後の所得。
- 資料：厚生省「所得再分配調査」(本書, 18頁)。

も増加しており、したがって格差と不平等が拡大しているからである(いずれの尺度も、係数の性格上、値が大きいほど格差が大きく、したがって分配が不平等であることを示す)。

また、この一〇年間の所得分配の変化と推移を、所得分位ごとの可処分所得シェアの増減でみると、表2が示すとおり、高所得層で(あるいは高所得層ほど)増加し(第4、5分位)、逆に低所得層で(あるいは低所得層ほど)減少しており(第1、3分位)、可処分所得分位における格差と不平等の拡大が、この点でも明白にうかがわれる。^(注)

(注) この点について、本書は、「この間の所得分配の変化は、主として低所得層及び高所得層で生じており、中所得層では大きな変化は観察されていない。いくつかの国で指摘されている中

間層の『空洞化』（両極分解）は、我が国に関しては生じなかったといえよう」（14頁）と述べている。

つまり、所得分配の変化の程度が、どの層で大幅であるか小幅であるかに重点を置いて説明している。このような統計解釈も可能ではあるが、肝心な点を看過しているように思われる。

なお、ジニ係数については、別の資料（厚生省「所得再分配調査」「家計調査」）でも同様な結果が示されており、それによれば再分配後の所得（可処分所得とほぼ同じ——下記の注参照）のジニ係数は、最近のほぼ一〇年間（一九八〇～九二年）、いずれも増加傾向を示している（表3参照。なお、「家計調査」の結果については、本書一九頁の表2—5参照）。

（注）この『所得再分配調査』は『国民生活基礎調査』のサンプルのうち約九、〇〇〇サンプルを用いて三年毎に集計されている。同調査における再分配後所得の定義は、医療保険による現物給付を含む点で、『全国消費実態調査』の可処分所得とは数値上若干異なっている。

ついで可処分所得の分配における日本とOECD諸国との国際比較が試みられ（表4、5参照）、次のように述べている。

（注）本書によれば、こうした国際比較は、Sawyer, M., "Income Distribution in OECD Countries," *OECD Economic Outlook Occasional Studies*, July 1976, OECD. による大雑把な分析以来あまり行われてこなかった。

「各国ともトレンドとして格差拡大傾向にあるといわれることから、一九九四年の日本との比較では日本の不平等度が誇張される可能性^{（注1）}がある。こうしたことも踏まえて、あえてこの結果から導かれる評価を述べるならば、日本の等価可処分所得は、北欧諸国を中心とする数カ国より不平等であるがG7のなかではドイツと並んで比較的平等な位置にあるといえよう^{（注2）}」（二三頁）。

（注1）表4にみられるとおり、LEIS参加国のデータは、いずれも一九八〇年代のものであることによる。

（注2）このような評価にたいしては、専門家のあいだになお異論があるという。（たとえば、橘木俊詔・八木 匡、「所得分配の現状と最近の推移：帰属家賃と株式のキャピタルゲインの推計と併せて」石川経夫編『日本の所得と富の分配』、一九九四年所

表4 OECD諸国における可処分所得の分配：10分位の累積シェア
弾性値=0.5

	年	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%
日本	1984	3.8	9.5	16.3	24.0	32.7	42.3	53.0	65.2	79.5
	1989	3.7	9.3	16.0	23.6	32.0	41.7	52.4	64.6	79.0
	1994	3.5	9.1	15.7	23.3	31.8	41.4	52.2	64.4	78.9
オーストラリア	1985	2.9	7.7	13.7	21.0	29.4	39.0	50.2	63.0	78.3
ベルギー	1988	4.2	10.2	17.1	25.0	33.8	43.5	54.3	66.4	80.3
カナダ	1987	2.8	7.8	14.1	21.5	30.1	39.8	50.7	63.3	78.4
フランス	1984	3.0	8.3	14.6	21.8	29.9	39.1	49.5	61.6	76.3
ドイツ	1984	4.0	9.8	16.6	24.2	32.9	42.5	53.2	65.3	79.4
アイルランド	1987	2.5	7.1	12.6	19.3	27.1	36.3	47.0	59.6	75.1
イタリア	1986	3.1	8.0	13.9	20.7	28.7	38.0	48.7	61.2	76.2
ルクセンブルグ	1985	4.3	10.2	17.1	24.8	33.5	43.1	53.9	66.0	80.4
ノルウェー	1986	3.9	9.8	16.9	24.9	33.9	43.7	54.6	66.7	80.6
スウェーデン	1987	3.3	9.5	16.9	25.3	34.6	44.8	55.9	68.2	81.9
スイス	1982	2.8	8.0	14.1	21.0	29.0	37.8	47.7	58.9	72.5
イギリス	1986	2.5	7.5	13.5	20.5	28.7	38.2	49.1	61.8	77.1
アメリカ	1986	1.9	5.7	11.2	18.0	26.2	35.7	46.9	60.2	76.3
フィンランド	1987	4.5	10.8	18.1	26.4	35.6	45.6	56.6	68.6	82.2
オランダ	1987	4.1	10.1	16.9	24.5	33.0	42.5	53.2	65.3	79.4
ニュージーランド	1988	3.2	8.5	14.7	21.9	30.2	39.9	51.0	63.9	79.1

資料：日本以外は Atkinson, A. B., L. Rainwater and T. M. Smeeding (1995), *Income Distribution in OECD Countries*, Social Policy Studies No. 18, OECD. なお、フィンランド以下3か国は、L I Sではなく各国データベースからの集計。(本書, 21頁)。

収)

この異論を考慮に入れて再計測すれば、「日本はL I S参加国の中に属し、ドイツ、カナダなどより不平等、アメリカ、イタリアなどより平等と判定される」(二三頁)としている。この種の国際比較の困難性ないし不完全性が窺われる。

(2) 市場所得の分配

ここで市場所得とは、政府(財政)による再分配、すなわち「租税」控除、「移転」追加が行われる以前の所得(市場所得+可処分所得+「租税」+「移転」)で、内訳としては、「勤労所得」、「資本所得」、「自営所得」に分けられており、このうち日本の九四年時点でいえば「勤労所得」が約八五%を占めている。

表6にみられるとおり、この市場所得の分配(表6の「租税・移転調

表5 OECD 諸国間のローレンツ順位 (+) 及び劣位 (-)

	日本	日本	オーストラリア	ベルギー	カナダ	フランス	ドイツ	アイランド	イタリヤ	ルクセンブルグ	ノルウェー	スウェーデン	スイス	イギリス	アメリカ	フィンランド	オランダ	ニュージーランド
	1984	1989	1985	1988	1987	1984	1984	1987	1986	1985	1986	1987	1982	1986	1986	1987	1987	1988
日本	+	+	+	-	+	+	-	+	+	-	-	+	+	+	+	-	-	+
オーストラリア		+	+	-	+	+	-	+	+	-	-	+	+	+	+	-	-	-
ベルギー						+	+	+	+									+
カナダ																		
フランス																		
ドイツ								+	+									
アイランド									-									
イタリヤ																		
ルクセンブルグ																		
ノルウェー																		
スウェーデン													+	+	+			+
スイス																		
イギリス														+				
アメリカ																		
フィンランド																	+	
オランダ																		+

資料：同上(本書, 22頁)。

(注) 上図は, 表4のローレンツ曲線(10分位の累積シェア)を一覧にしたもので, 10分位点の少なくとも1ヶ所で両国の累積度数が1%以上乖離している場合限り, ローレンツ順位(より平等), 劣位(より不平等)とみなされている。

表6 再分配前後の不平等尺度（日本）

弾性値=0.5

(%)

		1984	1994	変化率(84-94)
SCV	租税・移転調整前(1)	40.1	53.6	33.7
	租税・移転調整後(2)	24.3	29.6	21.7
	租税・移転による変化率(2)/(1)-1	-39.4	-44.9	
ジニ係数	租税・移転調整前(1)	29.8	34.0	14.0
	租税・移転調整後(2)	25.2	26.5	4.9
	租税・移転による変化率(2)/(1)-1	-15.2	-22.0	
アトキンソン尺度	租税・移転調整前(1)	8.4	12.4	47.3
	租税・移転調整後(2)	5.3	5.9	10.9
	租税・移転による変化率(2)/(1)-1	-36.7	-52.3	

※同上, 25頁。

表7 OECD 諸国における市場所得の分配：10分位の累積シェア

弾性値=0.0

(%)

	年	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%
日本	1984	2.5	7.6	13.9	21.3	29.8	39.3	50.1	62.4	77.1
	1989	2.1	6.9	13.0	20.8	28.4	38.0	48.8	61.1	76.1
	1994	1.7	6.2	12.4	19.5	27.9	37.4	48.3	60.9	76.1
オーストラリア	1985	0.4	3.1	8.1	14.9	23.2	32.9	44.2	57.5	73.6
カナダ	1987	0.9	4.0	9.0	15.6	23.9	33.6	45.1	58.6	75.0
ドイツ	1984	0.1	1.8	7.2	14.3	22.7	32.7	44.3	58.0	74.5
アイルランド	1987	0.1	2.0	6.7	12.7	19.6	28.7	39.8	53.5	71.1
オランダ	1987	0.9	5.0	11.1	18.2	26.4	35.8	46.8	59.7	75.4
スウェーデン	1987	0.2	1.1	4.2	10.1	18.2	28.5	41.2	56.3	74.0
スイス	1982	0.8	3.7	9.0	15.7	23.5	32.4	42.6	54.6	69.3
イギリス	1986	0.2	1.7	5.7	11.9	19.9	29.7	41.5	55.6	73.1
アメリカ	1986	0.6	3.2	7.6	13.7	21.5	30.9	42.0	55.5	72.5
フィンランド	1987	0.6	3.3	8.4	15.1	23.7	33.8	45.6	59.3	75.8
フランス	1985	0.7	4.0	8.7	14.6	22.0	30.8	41.4	54.0	70.0
イタリア	1986	1.0	5.0	10.7	17.5	25.4	34.7	45.6	58.6	74.5
ルクセンブルグ	1985	3.0	8.4	14.9	22.2	30.6	40.1	50.9	63.4	78.7
ベルギー	1988	3.2	8.4	14.7	22.2	30.9	40.9	52.0	64.4	79.2

1. 市場所得がゼロの世帯は推計の際、対象から除外した。

資料：日本以外は前出, Atkinson *et al.* (1995)。(同上, 26頁)。

表8 OECD諸国における市場所得の分配に関する主な尺度
弾性値=0.0

	直近の期間			過去の期間			
	年	ジニ 係数	アトキン ソン尺度	年	ジニ 係数	アトキン ソン尺度	
日本	1989	31.7	9.2	日本	1984	29.8	7.8
	1994	32.6	9.9				
アイルランド	1987	46.1	20.0				
スウェーデン	1987	43.9	20.0	スウェーデン	1981	41.1	17.7
イギリス	1986	42.8	18.7	イギリス	1979	36.5	13.8
アメリカ	1986	41.1	15.5	アメリカ	1979	38.8	14.1
スイス	1982	40.7	15.6				
ドイツ	1984	39.5	17.7				
オーストリア	1985/1986	39.1	15.2	オーストラリア	1981/1982	36.9	13.6
カナダ	1987	37.4	13.0	カナダ	1981	35.0	11.4
オランダ	1987	34.8	11.7	オランダ	1983	33.9	11.0
ノルウェー	1979	33.5	11.9				
フランス	1984	41.7	15.8	フランス	1979	40.6	15.1
フィンランド	1987	37.9	14.3				
イタリア	1986	36.1	12.3				
ルクセンブルグ	1985	28.0	6.5				
ベルギー	1988	27.3	6.3	ベルギー	1985	27.5	6.7

1. 市場所得がゼロの世帯は推計の際、対象から除外した。

資料：日本以外は前出，Atkinson *et al.* (1995)。(同上，27頁)。

整前)は、先に(1)でみた可処分所得の分配(表6の「租税・移転調整後」)に比較して、より不平等となっている。「等価可処分所得の低い順にサンプルを並べた場合、(等価)可処分所得は市場所得と比べてより分配が平等であった。これは租税及び移転による再分配が効果的に行われている(十分か不十分かは別として……引用者)ことを意味する」(二四頁)。

ついで日本における市場所得の分配を国際比較してみると、ローレンツ曲線においても(表7参照)、またその他の不平等尺度(表8参照)においても、同一の結果が示されている。すなわち、「日本の再分配前の所得分布は北欧諸国も含めかなり平等な位置にあると考えられ、以下(次の(3))

表9 OECD諸国における租税の分配

弾性値=0.5

(%)

	年	5分位					合計	所得中央値に 対する平均税率
		1	2	3	4	5		
日本	1984	7.5	11.1	15.2	21.4	44.8	100.0	22.0
	1989	6.9	10.3	14.2	20.8	47.8	100.0	20.6
	1994	6.6	10.2	14.7	21.1	47.4	100.0	22.8
オーストラリア	1981	1.1	8.1	16.2	24.8	49.8	100.0	29.9
	1985	0.7	7.6	16.3	24.2	51.2	100.0	32.2
スイス	1982	5.8	10.2	14.7	21.1	48.2	100.0	26.0
カナダ	1981	1.8	9.3	16.7	25.8	46.5	100.0	19.0
	1987	3.6	8.8	16.2	24.8	46.5	100.0	24.8
ドイツ	1984	5.5	10.4	17.0	23.4	43.7	100.0	36.0
イタリア	1987	7.0	12.2	17.6	23.8	39.3	100.0	29.5
オランダ	1983	5.5	11.8	17.0	22.9	42.7	100.0	57.0
	1987	10.3	10.0	16.2	22.3	41.2	100.0	67.2
ノルウェー	1979	3.5	11.4	18.2	25.8	41.1	100.0	35.0
	1986	3.7	13.2	19.2	25.7	38.1	100.0	32.5
スウェーデン	1981	10.1	13.1	17.7	23.3	35.8	100.0	42.7
	1987	6.3	12.5	17.7	23.3	40.1	100.0	45.0
イギリス	1979	4.0	11.5	18.0	25.1	41.4	100.0	25.8
	1986	4.5	8.1	15.9	25.0	46.4	100.0	31.0
アメリカ	1979	2.5	7.6	14.6	24.7	50.6	100.0	28.1
	1986	3.8	6.9	13.9	22.6	52.7	100.0	30.6
フィンランド	1987	4.9	11.2	17.1	23.9	42.9	100.0	36.9

資料：日本以外は Atkinson *et al.* (1995)。(本書, 29頁)。

でみるように租税及び移転による再分配の度合いが弱いにもかかわらず、可処分所得の分配が比較的平等であるという関係をもたらしている(二八頁)としている。上掲表でみるかぎりでは、市場所得において日本より分配が平等な国はルクセンブルグとベルギーのみとなっている。

(3) 租税および移転の分配
租税の分配は、表9にみられるとおり、各国とも一応累進的となっており、5分位階級別の最下位層(第1分位)の負担が、最高で全体の10%程度かそれ以下、また最上位層(第5分位)で四〇〜五〇

表10 OECD諸国における移転の分配
弾性値=0.5

(%)

	年	5分位					合計	所得中央値に 対する平均移 転率
		1	2	3	4	5		
日本	1984	19.9	15.4	16.2	20.3	28.2	100.0	7.4
	1989	18.2	17.6	18.1	20.4	25.6	100.0	10.0
	1994	18.4	18.7	17.9	20.9	24.1	100.0	11.9
オーストラリア	1981	42.8	22.2	13.3	12.5	9.2	100.0	10.8
	1985	40.1	24.6	14.4	12.9	8.0	100.0	11.3
ベルギー	1985	22.9	22.5	21.9	16.6	16.1	100.0	33.3
	1988	21.5	23.6	20.1	16.1	18.7	100.0	34.9
スイス	1982	38.5	19.2	15.6	13.3	13.3	100.0	7.3
カナダ	1981	33.0	22.9	17.9	14.1	12.1	100.0	10.1
	1987	29.5	24.2	19.2	15.0	12.1	100.0	12.4
フランス	1979	19.7	21.2	18.8	17.7	22.6	100.0	22.2
	1984	17.5	21.8	18.4	17.7	24.7	100.0	25.0
ドイツ	1984	21.8	22.2	16.7	21.0	18.3	100.0	19.8
アイルランド	1987	32.0	21.9	21.3	15.2	9.6	100.0	20.5
イタリア	1986	15.6	16.4	19.7	20.7	27.6	100.0	21.4
ルクセンブルグ	1985	17.3	18.3	19.5	22.5	22.4	100.0	23.7
オランダ	1983	21.8	21.8	18.4	20.4	17.6	100.0	28.5
	1987	24.9	21.3	16.9	17.7	19.2	100.0	28.3
ノルウェー	1979	34.0	20.9	16.4	13.6	15.1	100.0	13.5
	1986	21.5	16.6	14.2	12.2	11.0	100.0	15.1
スウェーデン	1981	18.0	23.9	19.8	19.5	18.7	100.0	35.0
	1987	15.2	25.8	21.7	19.9	17.4	100.0	35.5
イギリス	1979	30.6	20.0	17.4	17.0	15.0	100.0	18.5
	1986	26.7	25.9	19.4	16.1	11.9	100.0	24.3
アメリカ	1979	29.7	21.1	17.4	14.7	17.1	100.0	8.9
	1986	29.2	21.2	17.1	17.5	15.1	100.0	9.4
フィンランド	1987	25.9	22.6	18.2	15.8	17.6	100.0	27.7

資料：日本以外は Atkinson *et al.* (1995)。(本書, 30頁)。

%となっている。

この中で、「日本における租税の分配は、国際的にみると中所得層に比較的軽いことが特徴的である。すなわち、5分位階層の最下位、最上位層のシェアが相対的に大きく、第3、4分位のシェアが小さくなっている（第2分位は平均的水準」（二九頁）。

また移転の配分については、表10にみられるとおり「各所得階層に均等、ときには高所得層に手厚い国（「ばらまき型」ということもできる）、低所得層に手厚い国（「絞り込み型」という類型化が可能である。フランス、イタリア、ルクセンブルグなどが前者、オーストラリア、アイルランドなどが後者の代表例であろう」。また、この中で、「日本の移転の分配は、他のOECD加盟国と比較して、低所得層への絞り込みの度合いが弱く、どちらかというと高所得層に手厚いグループに属する。最下位から第3分位までの層は全ての移転の二〇%未満しか得ておらず、最上位層が二〇%台半ばのシェアを占めている。日本における移転の主要な部分は公的年金であり、ここでの結果は報酬比例部分による公的年金給付の逆進性を多分に反映したものであるとみられる」（二九〜三〇頁）。

本書の評価とやや異なる面もあるが、概括的にいえば、わが国はOECD諸国の中で、租税負担の逆進性が相対的に強いグループに属し（租税分配における第1、2分位の比率が比較的に高い）、また公的年金を含む社会保障制度全体が著しく未熟かつ劣悪なグループに属している（移転分配における第1、2分位の比率が最低に低い）と言ってよいであろう。

三

国際比較の視点にたった日本の所得分配分析をうけて、主に第三章で、「八四年から九四年にかけて」生じた「所得格差拡大」の「背景」と「要因」が統計的に分析されている。

表 11 所得階級別の所得構成
弾性値=0.5

(%, %ポイント)

	1984	1994	変化 (84-94)
勤労所得			
低所得層 (第 1～3 分位)	11.8	13.0	1.1
中所得層 (第 4～7 分位)	37.6	36.5	-1.1
高所得層 (第 8～10 分位)	50.6	50.5	-0.1
資本および自営所得			
低所得層 (第 1～3 分位)	23.3	17.8	-5.5
中所得層 (第 4～7 分位)	31.3	27.5	-3.8
高所得層 (第 8～10 分位)	45.4	54.7	9.4
市場所得			
低所得層 (第 1～3 分位)	15.0	13.7	-1.2
中所得層 (第 4～7 分位)	35.9	35.1	-0.8
高所得層 (第 8～10 分位)	49.2	51.2	2.0
移転			
低所得層 (第 1～3 分位)	28.0	27.5	-0.5
中所得層 (第 4～7 分位)	32.7	37.5	4.8
高所得層 (第 8～10 分位)	39.3	35.0	-4.2
租税			
低所得層 (第 1～3 分位)	12.6	11.3	-1.3
中所得層 (第 4～7 分位)	30.9	29.7	-1.2
高所得層 (第 8～10 分位)	56.6	59.0	2.4
可処分所得			
低所得層 (第 1～3 分位)	16.3	15.7	-0.6
中所得層 (第 4～7 分位)	36.7	36.5	-0.2
高所得層 (第 8～10 分位)	47.0	47.8	0.8

※36頁。

(1) 所得源泉別に
みた拡大要因
まず、所得分配の
状況と推移を、八四
年から九四年にかけ
て所得源泉別にみて
みると、表11にみら
れるとおり、「この一
〇年間で、低所得層
に分配される勤労所
得のシェアは上昇
し、資本所得及び自
営所得のシェアは下
落した。他方、資本
所得及び自営所得
は、高所得層により
厚く分配されるよう
になっている。労働

表12 可処分所得の不平等度に対する各所得源泉の寄与：SCV

弾性値=0.5

(%, %ポイント)

	1984	1994	変化(84-94)
可処分所得全体の不平等に対する寄与(1)			
勤労所得	94.1	94.8	0.7
資本および自営所得	41.2	41.8	0.6
移転	2.6	4.3	1.7
租税	-37.9	-40.9	-3.0
移転と租税	-35.3	-36.6	-1.3
シェア(2)			
勤労所得	82.5	93.0	10.5
資本および自営所得	30.8	16.8	-14.0
移転	6.7	10.8	4.1
租税	-20.0	-20.6	-0.5
相対不平等尺度(1)/(2)			
勤労所得	1.1	1.0	-0.1
資本および自営所得	1.3	2.5	1.2
移転	0.4	0.4	0.0
租税	1.9	2.0	0.1

※37頁。

力が自営から雇用に移るなかで、低所得者が勤労所得により依存する形になったとみられる」(三五頁)。

若干補足して再説すれば、第一に、勤労所得のなかで、「低所得層(第1〜3分位)に分配される勤労所得のシェア上昇」は、単位当りの所得上昇ではなく、自営業や農業から賃労働への移行と女性の職場進出(パート労働を含む)の急増を主として反映していると思われること、第二に、資本及び自営所得、とりわけ資本所得は、高所得層(第8〜10分位)にますます集中する傾向を強めていること、そして第三に、市場所得全体でも、低・中所得層がいずれもシェアを減少させているのに対して、高所得層はシェアを拡大していることである。

そこで次に、「これら市場所得が可処分所得の格差拡大にどの程度寄与したか」を、SCVについてみてみると、第一に、表12にみられる

とおり、「各年における可処分所得のSCV水準に対する寄与度（において）、勤労所得の寄与が圧倒的に大きく、次いで資本及び自営所得である。なお、これらは租税の再分配効果（後述）によりおおむね相殺されるという構造になっている」（三五頁）。

第二に、「これらの寄与度は、可処分所得に占める各所得源泉のシェアと、各所得源泉そのものの分配の不平等度さらに分解できる。その結果をみると、勤労所得の寄与が大きいのはそのシェアが大きいことによるという点が確認できる。これに対し、資本及び自営所得はそれ自身の不平等度が高いことが、特に九四年については重要となっている」（三五頁）。

第三に、可処分所得のSCVの変化（全体で五・三%増加）への各所得源泉の寄与度（表13参照）についていえば、「これらの寄与は、さらに各構成要素のシェアの変化による部分とそれ自身の不平等度の変化による部分に分けられる。その結果をみると、勤労所得はシェア拡大とそれ自身の不平等度増加の両方が全体のSCVの増加に寄与している。資本及び自営所得は、シェアは縮小しているためマイナスの寄与であるが、それ以上にそれ自身の不平等度が増加していることが効いていることが分かる。市場所得全体としては、比較的格差の小さい勤労所得のシェア拡大という格差縮小要因はあったが、それ以上に各所得ごとの格差拡大が生じた結論付けることができる」（三六〜三七頁）。

そして最後に、租税及び移転の再分配効果について、本書は、「租税の再分配効果が十分に機能していることが分かる（表12）。他方、移転はわずかながらプラスの寄与であり、それだけを見ると逆進性があることを示している。

低所得層に分配される移転のシェアには若干の低下がみられるが（表11）、このことは再分配における移転の役割の低下を示している。ただし、租税については、八四年より九四年において、より大きな割合が高所得層によって支払われている」（三七頁）と述べている（表12参照）。（なお、表13によるSCVの増加への寄与度でも結果は同じ）。

表13 可処分所得のSCVの変化への各所得源泉の寄与
弾性値=0.5

(%ポイント)

1984—1994		
勤労所得		
シェア	(1)	3.0
自身の不平等度	(2)	2.1
全体	(1)+(2)	5.2
資本および自営収入		
シェア	(3)	-7.4
自身の不平等度	(4)	9.8
全体	(3)+(4)	2.4
移転		
シェア	(5)	0.4
自身の不平等度	(6)	0.2
全体	(5)+(6)	0.6
租税		
シェア	(7)	-0.3
自身の不平等度	(8)	-2.6
全体	(7)+(8)	-2.9
可処分所得		
各源泉のシェア		-4.3
各源泉の不平等度		9.5
全体		5.3

(注) 1. 可処分所得に占める各所得源泉のシェアの変化による、全体のSCVの変化。尺度がマイナスの場合、不平等度の減少を意味する。

2. 各所得源泉自身の不平等度の拡大又は縮小によって生じる全体のSCVの変化。

※38頁。

また、租税と移転の再分配効果は、再分配前と再分配後の指標を比較した前掲表6によっても、「この一〇年間（八四〜九四年）で再分配効果が高まっている」（二九頁）ことを確認できる、としている。

以上を要約していえば、八四〜九四年の一〇年間、租税・移転の再分配効果は、総体として一定程度高まったものの、主として市場所得の各要素ごとの格差拡大のために、換言すれば、低所得層に分配される勤労所得のシェア上昇と、資本所得の高所得層への集

中強化のために、全体としてみた可処分所得はこの間格差を拡大した、ということである。

(2) 世帯属性別にみた拡大要因

ここでは、世帯属性すなわち世帯主の年齢、世帯員の就業状況、家族形態といった属性別にグループ分けを行い、そのうえで各々のグループ間ならびにグループ内の所得格差が分析されている。

詳細は省略して結論を紹介すれば、次のとおりである。

「日本の可処分所得の不平等は、過去一〇年間で拡大した。これには、第一に、就業者のいない世帯（このグループ内の所得格差は相対的に大きい）の割合が上昇したことが最も大きく寄与している。失業率はこの間でそれほど差がないことから、むしろ高齢化によって非就業世帯が増加したためとみられる。第二に、就業世帯の中での所得格差が拡大したことも寄与している。これは若年世帯の相対所得の低下と合わせると、若年女子の労働力率上昇を反映している可能性がある」（六頁）。

このことを示すのが就業状況別のMLDの変化をみた表14、15、16である。

「全体のMLDの増加（表14参照）に最も寄与しているのは『構造効果』（各グループのシェアの変化によるもの）であった（表15）。『純粋なグループ内効果』（シェアを一定としたときの各グループ内の不平等による要因）もまた、その程度はやや小さいながら全体の格差拡大に寄与した。『純粋なグループ間効果』（シェアを一定としたときのグループ間の平均所得の差による要因）はマイナスであり、グループ間の相対所得の変化が全体の格差拡大を緩和させたことを示している。

『構造効果』の中では、非就業世帯（このグループ内での所得格差は大きい）のシェアの増加が特に寄与していた（表15）。失業率はこの一〇年間でそれほど差がないことから（二・六↓一・九%）、むしろ高齢化によって非就業世帯が増加したとみられる。

表14 就業状況別のMLD寄与度分解(その1)

弾性値=0.5

(%, %ポイント)

	全体のMLD	グループ間効果	グループ内効果
1994年の値	12.6	0.7	11.9
変化(84-94)	1.5	0.3	1.2
寄与率	100.0	19.8	80.2

※48頁。

表15 就業状況別のMLD寄与度分解(その2)

弾性値=0.5

(%ポイント)

変化(84-94)	構造的効果	純粋なグループ間効果	純粋なグループ内効果	各効果によるMLDの変化幅への寄与度の合計
非就業世帯による寄与	2.3	-0.8	-0.1	1.5
就業者1人世帯による寄与	-0.5	1.8	0.3	1.6
就業者2人世帯による寄与	0.0	-2.1	0.4	-1.7
各世帯類型によるMLDの変化幅への寄与度の合計	1.8	-1.0	0.7	1.5

※49頁。

表16 家族形態別にみた相対可処分所得の変化への各所得源泉の寄与

弾性値=0.5

(%)

	大人1人子持ち世帯	大人1人子なし世帯	大人2人子持ち世帯	大人2人子なし世帯
勤労所得	14.2	-23.8	13.9	12.2
資本および自営所得	-15.3	1.1	-15.5	-14.9
移転	-1.8	12.8	0.9	3.8
租税	0.0	3.3	-0.7	0.3
可処分所得	-2.9	-6.5	-1.4	1.3

※42頁。

『純粋なグループ内効果』の中では、就業世帯の中での所得格差が拡大したことがプラスに寄与している(表15)。これは若年世帯の相対所得の低下(表16)と合わせると、若年女子の労働力率上昇を反映している可能性がある(四八五〇頁)。

(注) なお本書は、「結論」として、「この種の分析にはいくつかの統計上の留保条件が伴わざるをえない」(五二頁)としつつ、「これだけ日本経済の経験や現状についての知見が世界から求められ、また、日本でも世界の動きに学びながら構造改革を断行しようとしている現在、不完全ではあっても日本のデータを国際比較の枠組みのなかに位置づけるという我々の試みは、より精緻な分析や政策論議を展開する上での基礎的な材料として有用であるかもしれない。

我々の分析から直ちに具体的な処方箋が導かれるわけではないが、さしあたり、どのようなメッセージが考えられるかを整理してみると以下のようなだろう」として、以下の三点を指摘している。

「第一に、国際的にみると、日本はどちらかといえば平等な国であるという計測結果が得られた。この結果は十分割り引いて解釈すべきであるが、少なくともアメリカのように所得格差が深刻であるということはないであろう。また、市場所得の分配も不平等とはいえず、政府による再分配の規模は小さく抑えられている。

第二に、所得格差の計測は、同居、別居の選択を通じた格差回避メカニズムの存在を考慮しなければならない。さもなければ、所得格差の程度が実態以上に誇張され、問題視されることにもなりかねない。特に、高齢者間の所得格差を論ずるに当たり、この点がいかに重要であるかが示されたと考えられる。

第三に、日本の所得格差は確かに拡大しているが、主として高齢者の割合の高まりによる面が強いと推測され、諸外国で観察されるような社会的一体性を揺るがすようなものではない。

これらの判断を踏まえると、個人間のマクロ的な所得格差に着目する限り、日本ではそれが制約となって分配面に影響を及ぼす政策が行えない状況にはない。いいかえれば、市場重視型改革の余地がある国といえるのではなからうか(五二頁)。

四

最後に、本書の租税・移転の再分配効果に関する言及について、一言補足的コメントを付記しておきたい。

「租税の再分配効果は十分に機能している」「再分配における移転の役割は若干の低下がみられる」(以上、三八頁)、

「八四年から九四年へかけて、移転はプラス（機能低下）、租税はマイナス（機能上昇）であるが、租税のマイナス幅が大きいので租税及び移転の再分配効果は高まっている」「再分配前と再分配後の指標を比較すると、この一〇年間で租税と移転の再分配の効果が高まっている」（以上、三九頁）と本書が述べていることは、すでに先の三その他で紹介したとおりである。したがって、わが国は、国際的にみて「市場重視型改革の余地がある国（当面、再分配政策はさほど重視しなくてもよい？）」（先の三の注記の末尾）と言うのであろう。

確かに、一九八四〜九四年の一〇年間に關するかぎり、そしてまたこの間の基礎データならびに「不平等尺度」を承認する前提にたてば、このような立論や評価も統計分析上成り立ちうるであろう。

しかし、そうした立論や評価を下す際、十分に考慮に入れるべき事情や条件がある。たとえば具体的な例を挙げれば、(一)本書も注記で指摘しているとおり、^(注)税制抜本改革による税率構造の大幅「簡素化」のため、「八四年から八九年にかけては反対の動き」すなわち租税の「再分配効果を弱め」ている。(二)八四〜八九年はいわゆるバブル景気のピークを含む時期であるのに対して、八九〜九四年はその崩壊期であり、したがってこの二つの五年間には、とりわけ資産所得とその税収面で極めて大きな落差がある。(三)本書ではデータの制約上、考慮されえなかったのは当然としても、九七年の地方消費税の導入を含む消費税率五%アップは、その時点の前後の時期いかに、所得逆進性において相当大きな差違がある。(四)移転に關しても、とりわけ九〇年代後半に入って、医療費自己負担の引上げ、介護保険の導入による新規保険料の徴収、公約年金の賃金スライド制の廃止（移転を広義に解すれば、政府・日銀による国際的にも異常な超低金利の継続による所得移転もある）に代表される移転の逆進性の強化、等々がそれである。

(注) 「八四年から八九年にかけては反対の動きがみられた。租税により低所得層にその負担を移し、その再分配効果を弱めることとなった。これは、所得税の累進性を緩和した八七年九月と八八年一二月の税制改革の結果を反映している。例えば、所得税

の最高税率は、この二回の税制改革により、七〇%（八三年は七五%……引用者）から五〇%に引き下げられた」（三八頁）。

換言すれば、一定期間の統計分析を通じてトレンドを析出し、一定の立論ないし評価を下す場合、その期間や比較時点のとり方いかんで、大きな差違が生じうることである。また、ときによっては、国民の生活実感や経済的実勢と多かれ少なかれ掛離れた結論を導き出しかねないということである。

したがって、そうした錯誤を最小限にとどめるためには、少なくとも、第一に景気循環の状況、局面転換の具合からみて、統計分析上の期間や比較時点の設定が、近年のトレンドや現況（ここでのテーマでいえば、とりわけ市場所得）を析出する上で妥当かいなかを十分検討し、考慮する必要がある。とりわけ昨今の日本経済は——そして国際的にも——、バブル景気とその崩壊後の長期不況を転機として、敗戦直後に匹敵するといっても恐らく過言ではない、激動的な構造的転換の局面を迎えていると思われるだけに、こうした配慮がきわめて重要であろう。

そして第二に、統計分析上の期間や比較時点の設定についての配慮が、ある意味でよりいっそう重要なのが政策動向である。ここでのテーマに関していえば、例えば可処分所得は、税制や社会保障制度の有り様いかんで、直接に政策的に変動する。とりわけ問題なのは、その変動——政策的改正——の幅や内容が相当に大きい場合である。しかもこれは、通常毎年実施される小幅な改正とは異って、特定の時期に、またいわば不規則に実施されるといってよいから、トレンドを析出する際、これらを対象期間内にどのように包含するかいなかで、統計的結論に相当大きな差違が生じる可能性があるからである。

「政策論議を展開する上での基礎的な材料」（五二頁）の提供を意図する本書が、こうした観点を、いまいっそう考慮に入れて、新たに九四年以降をフォローした貴重な統計分析を継続されよう望みたい。

（一九九八年九月一日）